

市民税・県民税 申告の手引き

令和8年度分



郵送での提出にご協力ください
提出は 令和8年3月16日まで



豊橋市ホームページから簡単に申告書の作成ができます!

入力→印刷→ポストに投函で完了です

豊橋 税額シミュレーション



市民税・県民税の申告は必要?

次のチャートを参考に確認してください ➡

ス タ 一 ト

令和8年1月1日現在、
豊橋市に居住していましたか?

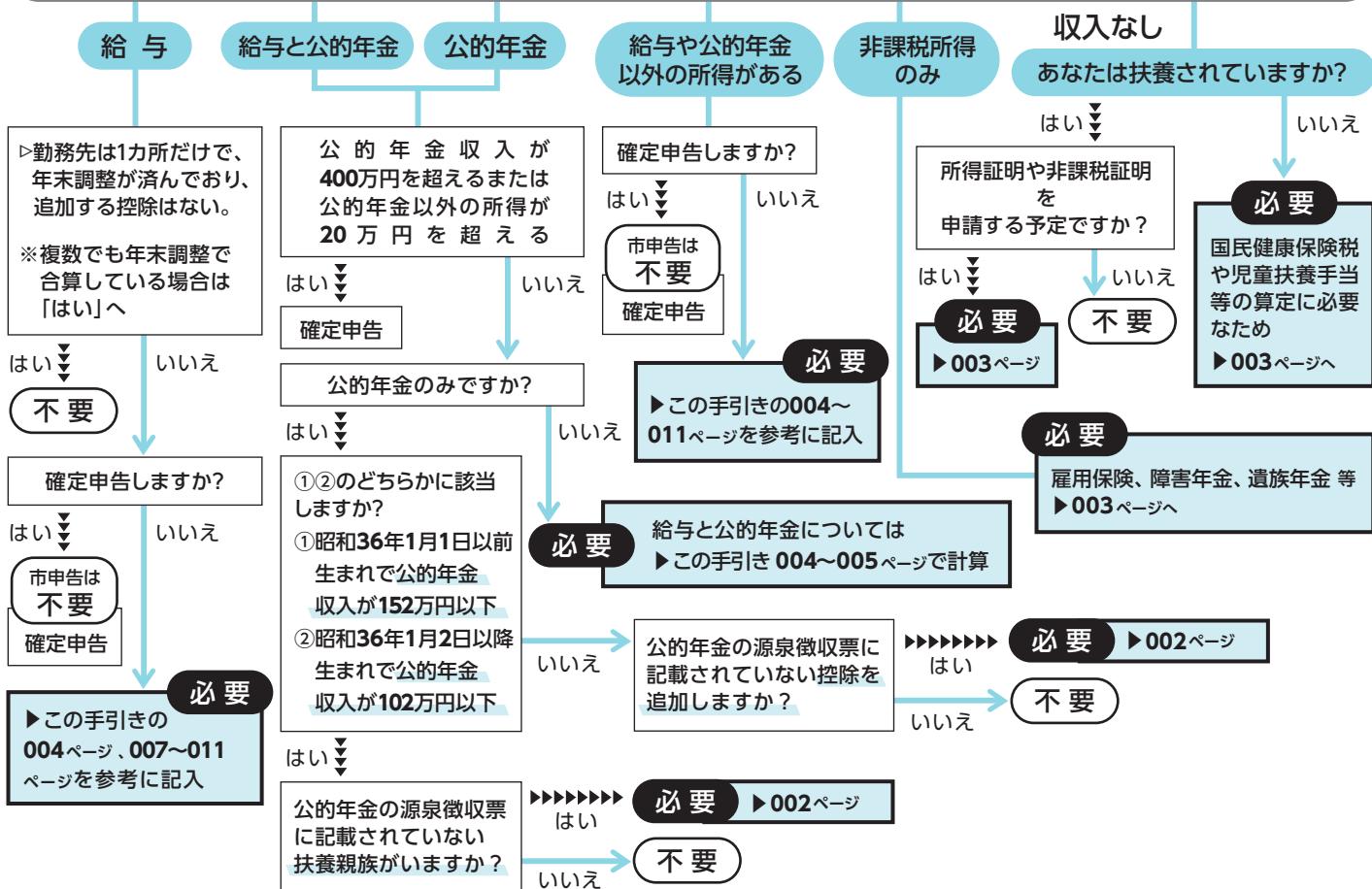
はい

いいえ

豊橋市での申告は必要ありません

令和8年1月1日に住民登録のある
市区町村へお問い合わせください

令和7年1月~12月にどのような収入がありましたか?



⚠ 公的年金収入が400万円以下でかつその他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告の必要がありません。ただし、公的年金の源泉徴収票に記載のない控除(国民健康保険、医療費、生命保険料など)を追加する場合は、市民税・県民税の申告書の提出が必要です。

⚠ 確定申告について、詳しくは国税庁ホームページをご覧いただくか、豊橋税務署にお尋ねください。

この手引きは、
一般的な事項を説明
しています。
ご不明な点はお問い合わせください。

確定申告(所得税)について

豊橋税務署

☎ 0532-52-6201

チャットボットで税務職員「ふたば」
にもご相談ください。

市民税・県民税について

豊橋市役所 市民税課

☎ 0532-51-2200~2207

申告書の郵送は〒440-8501へ
(住所の記載は必要なし)

公的年金のみの方の記入例

公的年金収入が400万円以下でかつその他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告の必要がありません。

ただし、公的年金の源泉徴収票に記載のない控除（国民健康保険、医療費、生命保険料など）を追加する場合は、市民税・県民税の申告書の提出が必要です。

源泉徴収票の見本

令和8年度分 市民税・県民税申告書

豊橋市長様			現住所		豊橋市今橋町1番地		
			1月1日現在の住所		同上		
			フリガナ	トヨハシ ジロウ			
提出年月日			氏名	豊橋 二郎			
年	月	日	生年月日	明・大 西 平・令	31	4	8
8	2	16			世帯主の氏名	本	人

所得から差し引かれる金額に関する事項

各種社會保險料

生命保險料

地震保険料の

支払額がある方

は該当欄へ記入

(計算方法などは 007)

ページ以降を参照)

寡婦、ひとり親、
障害者に該当
する方は記入
(008 ページを参照)

		個人番号												明・大 昭・平 30・10・9 0 円			
(22) 者控除・者特別控 同一生計 者		配偶者	フリガナ			トヨハシ ハナコ			生年月日			配偶者の合計所得金額					
		氏名	豊橋 花子														
個人番号	2	2	2	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
1	フリガナ	トヨハシ タロウ			生年 月日	明・大 昭・平 56・6・13			同居・別居 の区分	□ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く) □ 同居 □ 別居 □ 統柄 □ 特親 子							
	氏名	豊橋 太郎															
個人番号		2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	控除額 33万円			
2	フリガナ				生年 月日	明・大 昭・平 .			同居・別居 の区分	□ 同居 □ 別居 □ 統柄 □ 特親							
	氏名																
個人番号		控除額 万円							
3	フリガナ				生年 月日	明・大 昭・平 .			同居・別居 の区分	□ 同居 □ 別居 □ 統柄 □ 特親							
	氏名																
個人番号		控除額 万円							

控除対象配偶者や扶養親族がいる場合
氏名・生年月日・マイナンバー(個人番号)・続柄
等を記入(009~010ページを参照)

前年中に支払った医療費や特定一般用医薬品等購入費がある場合に記入
(011 ページを参照)

㉙ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	91,283 円	

現住所・氏名・フリガナ
生年月日・電話番号
マイナンバー(個人番号)
を記入
添付または提示する本人
確認書類は **001** ページ
を参照

2か所以上から受給している方は合計収入金額を記入

005 ページの計算表で計算して記入し、⑩・⑫へ転記

1 収入 金額等	事業	2か所以上から受給している方 は合計収入金額を記入							
	不 利	給 与 金	公 的 年 金 等	業 務 報 酬	其 他 給 与	2	6	3	3
	配 給	公 的 年 金 等	業 務 報 酬	其 他 給 与	2	6	3	3	
	雜 業	業 務 報 酬	其 他 給 与	2	6	3	3	5	
	總 合 讓 渡	短 期 金	期 間 報 酬	2	6	3	3	5	
	一 時	時 間 報 酬	2	6	3	3	5	0	
	事業	營 業 費							
	不 利	農 業 費							
	配 給	營 業 費							
	雜 業	營 業 費							
2 所得 金額	公 的 年 金 等	1	5	3	3	5	0	0	
	業 務 報 酬	1	5	3	3	5	0	0	
	其 他 給 与	1	5	3	3	5	0	0	
	合 計 (⑦+⑧+⑨)	1	5	3	3	5	0	0	
	總 合 讓 渡 一 時	1	5	3	3	5	0	0	
	合 計 (⑩+⑪+⑫)	1	5	3	3	5	0	0	
	社会 保 险 料 控 除	2	2	4	2	2	0	0	
	小規 模企 業共 済等 掛金控 除	1	4	4	6	1	7	8	
	生 命 保 险 料 控 除	6	3	0	0	0			
	地 震 保 险 料 控 除	4	3	5	0				
4 所得 から 差し 引か れる 金額	寡 婦 、 ひとり 親 控 除	0	0	0	0				
	勤 勞 生 、 障 害 者 控 除	0	0	0	0				
	配偶 者 (特 別) 控 除	3	8	0	0	0			
	扶 養 控 除	3	3	0	0	0			
	特 定 親 族 控 除	0	0	0	0				
	基 礎 控 除	4	3	0	0	0			
	(13) か ら (25) ま での 計	1	4	3	1	5	7	0	
	雜 損 控 除	1	4	6	0	8			
	医 療 費 控 除 分 合 計 (26+27+28)	1	4	4	6	1	7	8	
	医 療 費 控 除 合 計 (26+27+28)	1	4	4	6	1	7	8	

それぞれの控除額を計算して記入し、合計金額も記入します。

申告書作成ツール なら計算不要です



雑所得(公的年金等)



おもて キ ⑦



源泉徴収票



国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金などの所得



遺族年金・障害年金などはこの欄には記入しないでください。

申告書作成ツール
なら計算不要です



STEP
01

公的年金等の収入金額

(合計)

※社会保険料や所得税などが引かれる前の金額

円

A

→ キへ転記

STEP
02

昭和 36 年1月2日以降生まれの方

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額

A
の
金
額

1,000 万円以下

1,000 万円超 2,000 万円以下

2,000 万円超

~1,299,999 円	A (赤字のときは 0 円) -600,000 円	A (赤字のときは 0 円) -500,000 円	A (赤字のときは 0 円) -400,000 円
1,300,000 円 ~4,099,999 円	$A \times 0.75$ -275,000 円	$A \times 0.75$ -175,000 円	$A \times 0.75$ -75,000 円
4,100,000 円 ~7,699,999 円	$A \times 0.85$ -685,000 円	$A \times 0.85$ -585,000 円	$A \times 0.85$ -485,000 円
7,700,000 円 ~9,999,999 円	$A \times 0.95$ -1,455,000 円	$A \times 0.95$ -1,355,000 円	$A \times 0.95$ -1,255,000 円
10,000,000 円~	A -1,955,000 円	A -1,855,000 円	A -1,755,000 円

B
の
金
額

昭和 36 年1月1日以前生まれの方

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額

A
の
金
額

1,000 万円以下

1,000 万円超 2,000 万円以下

2,000 万円超

~3,299,999 円	A (赤字のときは 0 円) -1,100,000 円	A (赤字のときは 0 决) -1,000,000 决	A (赤字のときは 0 决) -900,000 决
3,300,000 决 ~4,099,999 决	$A \times 0.75$ -275,000 决	$A \times 0.75$ -175,000 决	$A \times 0.75$ -75,000 决
4,100,000 决 ~7,699,999 决	$A \times 0.85$ -685,000 决	$A \times 0.85$ -585,000 决	$A \times 0.85$ -485,000 决
7,700,000 决 ~9,999,999 决	$A \times 0.95$ -1,455,000 决	$A \times 0.95$ -1,355,000 决	$A \times 0.95$ -1,255,000 决
10,000,000 决~	A -1,955,000 决	A -1,855,000 决	A -1,755,000 决

B
の
金
額

雑所得(業務・その他)



おもて クケ ⑧⑨⑩

うら 19 雑所得(公的年金等以外)に関する事項



支払調書など



- 業務雑…原稿料、講演料、シルバーハンセンターの報酬などの業務から生じた所得
- その他…生命保険の年金(個人年金保険)や暗号資産取引などによる所得



⚠ 家内労働者等に該当する方は、雑所得の金額の計算に特例があります。

詳しくは豊橋市のホームページをご覧ください。

豊橋 家内労働者



ケへ転記



業務に係る雑所得の収入金額 (合計) 円

C

その他の雑所得の収入金額 (合計) 円

F

必要経費 円

D

必要経費 (合計) 円

G

差引金額 (C-D) 円

E

差引金額 (F-G) 円

H

⑧へ転記

雑所得の金額 (B+E+H) 円

→ ⑩へ転記



事業

営業等

卸売業、小売業、飲食店業、サービス業などの営業から生ずる所得のほか、外交員、医師、弁護士などの事業から生ずる所得

農業

農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得

不動産

地代、家賃、土地家屋の権利金などの所得



- 所得金額=総収入金額-必要経費-専従者控除額-(該当する場合 青色申告特別控除額)
収支内訳書で所得金額を計算し、申告書と一緒に提出します。
- 白色申告の場合 事業専従者 1 人につき、次の①、②のいずれか少ない方の金額が専従者控除額となります。
① 86 万円 (配偶者以外の場合は 50 万円) ② (専従者控除を差し引く前の所得金額) ÷ (専従者の数 +1)
- 家内労働者等に該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算に特例があります。
詳しくは豊橋市のホームページをご覧ください。

豊橋 家内労働者



総合課税の利子所得



おもて イ ④



収入金額がわかるもの



国外で支払われる預金等の利子など、源泉分離課税の対象とならない所得



収入=所得



特定公社債等の利子などの所得は総合課税の利子所得として申告することはできません。

総合課税の配当所得



おもて オ ⑤

うら「8 配当所得に関する事項」



収入金額がわかるもの



株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や証券投資信託の収益分配などの所得



所得=配当等の収入金額(所得税などが引かれる前の金額)-負債の利子



令和 6 年度から所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

総合課税の譲渡所得・一時所得



おもて コサシ ⑪

うら「10 総合譲渡・一時所得の
所得金額に関する事項」収入金額や必要経費
がわかるもの

申告書うら面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を参照してください。

特別控除が譲渡所得と一時所得それぞれ 50 万円まであります。

総合課税の譲渡所得



ゴルフ会員権や金地金、機械などの資産の譲渡から生ずる所得

譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間ににより長期(5年超)と短期(5年以内)に区分されます。

一時所得



賞金・懸賞当選金品・生命保険の満期返戻金などの一時的な所得

所得から差し引かれる金額(所得控除)

-  **凡例**
-  **控除の説明**
-  **申告書の記入箇所**
-  **控除の計算方法**
-  **ご注意**
-  **添付または提示**

社会保険料控除



おもて ⑬



国民年金保険料は控除証明書、領収書



あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、国民年金や厚生年金の保険料、介護保険料などを、あなたが支払った場合の控除



生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とされている国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料はあなたの控除の対象とはなりません。

小規模企業共済等掛金控除



おもて ⑭



控除証明書、領収書



小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金(旧第二種共済契約を除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金および個人型年金加入者掛金または地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を、あなたが支払った場合の控除

生命保険料控除



おもて ⑮



控除証明書



あなたやあなたの配偶者または親族を受取人とした生命保険料をあなたが支払った場合の控除



平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	旧生命保険料(一般)		旧個人年金保険料		控除額に1円未満の端数がある場合、その端数は切り上げて差し支えありません。
	(合計)	円	(合計)	円	
ⒶⒷの金額	控除額		控除額		
~15,000円	Ⓐの金額	円	Ⓑの金額	円	
15,001円~40,000円	Ⓐ÷2+7,500円	円	Ⓑ÷2+7,500円	円	
40,001円~70,000円	Ⓐ÷4+17,500円	円	Ⓑ÷4+17,500円	円	
70,001円~	35,000	円	35,000	円	

控除額に1円未満の端数がある場合、その端数は切り上げて差し支えありません。

申告書作成ツール
なら計算不要です



平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	新生命保険料(一般)		新個人年金保険料		介護医療保険料	
	(合計)	円	(合計)	円	(合計)	円
ⒺⒻⒼの金額	控除額		控除額		控除額	
~12,000円	Ⓔの金額	円	Ⓕの金額	円	Ⓖの金額	円
12,001円~32,000円	Ⓔ÷2+6,000円	円	Ⓕ÷2+6,000円	円	Ⓖ÷2+6,000円	円
32,001円~56,000円	Ⓔ÷4+14,000円	円	Ⓕ÷4+14,000円	円	Ⓖ÷4+14,000円	円
56,001円~	28,000	円	28,000	円	28,000	円
合計	⑨+⑩ (最高 28,000円) ⑪のみについて適用を受ける場合は最高 35,000円	円	⑪+⑫ (最高 28,000円) ⑬のみについて適用を受ける場合は最高 35,000円	円	⑭ (最高 28,000円)	円

生命保険料控除額
(⑨+⑩+⑪)

(最高7万円)

円

→ ⑮へ転記

申告書の左側⑮にも支払った各保険料の合計額を記入してください。

区分	対象	控除額
特別障害者	障害者のうち ■ 身体障害者手帳 1・2 級 ■ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ■ 障害者控除対象者認定書(特別障害者)の方など	■ 療育手帳 A 判定 30 万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族のうち、あなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方	53 万円

配偶者(特別)控除



おもて ㉑～㉒ (別居の場合) うら「12 別居の扶養親族等に関する事項」



あなたと生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除

- ⚠️ あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。
- ⚠️ 配偶者が事業専従者に該当する場合や、他の人の扶養親族として扶養控除または障害者控除の対象とされている場合は配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。
- ⚠️ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

種類	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	配偶者の合計所得金額			
配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 ※昭和31年1月1日以前生まれ	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円



あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合、生計を一にする配偶者(事業専従者や他の人の扶養親族とされている場合を除きます。)の合計所得金額が58万円以下である場合、配偶者の氏名等の記入に加え、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックを記入



おもて ㉓ (別居の場合) うら「12 別居の扶養親族等に関する事項」



あなたと生計を一にする親族のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の者がいる場合の控除(配偶者、事業専従者や他の人の扶養親族とされている者を除く。)

区分	対象	控除額
一般	平成 19 年 1 月 2 日～平成 22 年 1 月 1 日 または 昭和 31 年 1 月 2 日～平成 15 年 1 月 1 日 までの間に生まれた方	33 万円
特定	平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日 までの間に生まれた方	45 万円
老人	昭和 31 年 1 月 1 日以前 に生まれた方	38 万円

区分	対象	控除額
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居している方	45万円
16歳未満	平成22年1月2日以後に生まれた方	なし

特定親族特別控除



おもて ㉔ (別居の場合) うら「12 別居の扶養親族等に関する事項」



あなたと生計を一にする特定親族(平成15年1月2日～平成19年1月1日までの間に生まれた方)がいる場合に、特定親族の合計所得金額に応じて受けられる控除
(配偶者、事業専従者や他の人の扶養親族とされている者を除く。)

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
特定親族特別控除	58万円超～95万円	45万円	110万円超～115万円
	95万円超～100万円	41万円	115万円超～120万円
	100万円超～105万円	31万円	120万円超～123万円
	105万円超～110万円	21万円	



あなたと生計を一にする特定親族の合計所得金額が58万円超である場合、特定親族の氏名等の記入に加え、「特親」欄に○と控除額を記入

基礎控除



おもて ㉕



あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に下の表のとおり適用される控除



合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	0円

雑損控除



おもて ㉗



損失を証明する書類



あなたや、令和7年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族の方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などの損害を受けた場合の控除



次の1か2のいずれか多い方の金額

- 差引損失額-総所得金額等×10%
- 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円
※差引損失額=「損害金額」-「保険金等補填金額」

医療費控除

- ⚠ 医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例はどちらか一方を選んで申告してください。
- ⚠ 医療費の領収書の添付または提示のみでは、控除が受けられません。医療費控除の明細書等の添付が必要です。
- ⚠ 明細書を作成する際に使用した医療費の領収書やセルフメディケーション税制による医療費控除の特例における一定の取組を行ったことを明らかにする書類は申告期限から5年間ご自宅で保管する必要があります。

通常の医療費控除



おもて ②8



医療費控除の明細書(添付書類台紙の裏面)
医療費通知



あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年中に支払った医療費がある場合の控除



医療費控除の明細書(添付書類台紙の裏面)を参照してください。

セルフメディケーション税制による 医療費控除の特例



おもて ②8 区分欄に「1」



医療費控除の特例の明細書



あなたが健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和7年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除



(支払った金額-保険金などで補填される金額)-12,000円(控除額は最高88,000円)



この手引きで使用している用語の詳しい解説はこちからご確認ください

豊橋市民税・県民税の用語解説



その他の項目

5. 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において 65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

希望がある場合は、選択してチェック

うら 14. 寄附金に関する事項



控除証明書、領収書

(↓ふるさと納税の場合)

特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書



あなたが令和7年中に次の(ア)～(オ)の団体に対して支払った寄附金の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。なお、申告書を提出する場合は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が無効となりますので、14「寄附金に関する事項」最上段の「都道府県・市区町村分(特例控除対象)」欄にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行った寄附金を含めた合計額を記入してください。

(ア) 都道府県・市区町村(特例控除*対象) (イ) 都道府県・市区町村(特例控除*対象以外)

*ふるさと納税の対象として総務大臣から指定を受けている都道府県・市区町村をいいます

(ウ) 愛知県共同募金会 (エ) 日本赤十字社愛知県支部 (オ) 愛知県と豊橋市が条例で指定した団体等



愛知県と豊橋市が条例で指定した団体について、詳しくは本市ホームページ「愛知県と豊橋市が条例で指定している市民税・県民税の寄附金税額控除の対象団体はどれですか?」をご確認ください。

豊橋条例 寄附金

